

広陵町地域福祉計画策定委員会第1回会議資料

1. 地域福祉計画の概要

- 地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。
- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。
- 地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。
- また、上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当。）
- 地域福祉計画の策定にあたっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが推奨されています。
- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待されています。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している「地域福祉活動計画」は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められています。

2. 広陵町における地域福祉計画・地域福祉活動計画について

<広陵町地域福祉計画（平成31年4月）より抜粋>

《地域福祉とは》

一般的に「福祉」は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

《すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画》

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

わたしたちの広陵町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。

その「小さなこと」を具体的に示し、地域住民と行政と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となる計画が地域福祉計画です。

また、地域福祉の推進は自殺予防にもつながるという観点から、広陵町では地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定します。

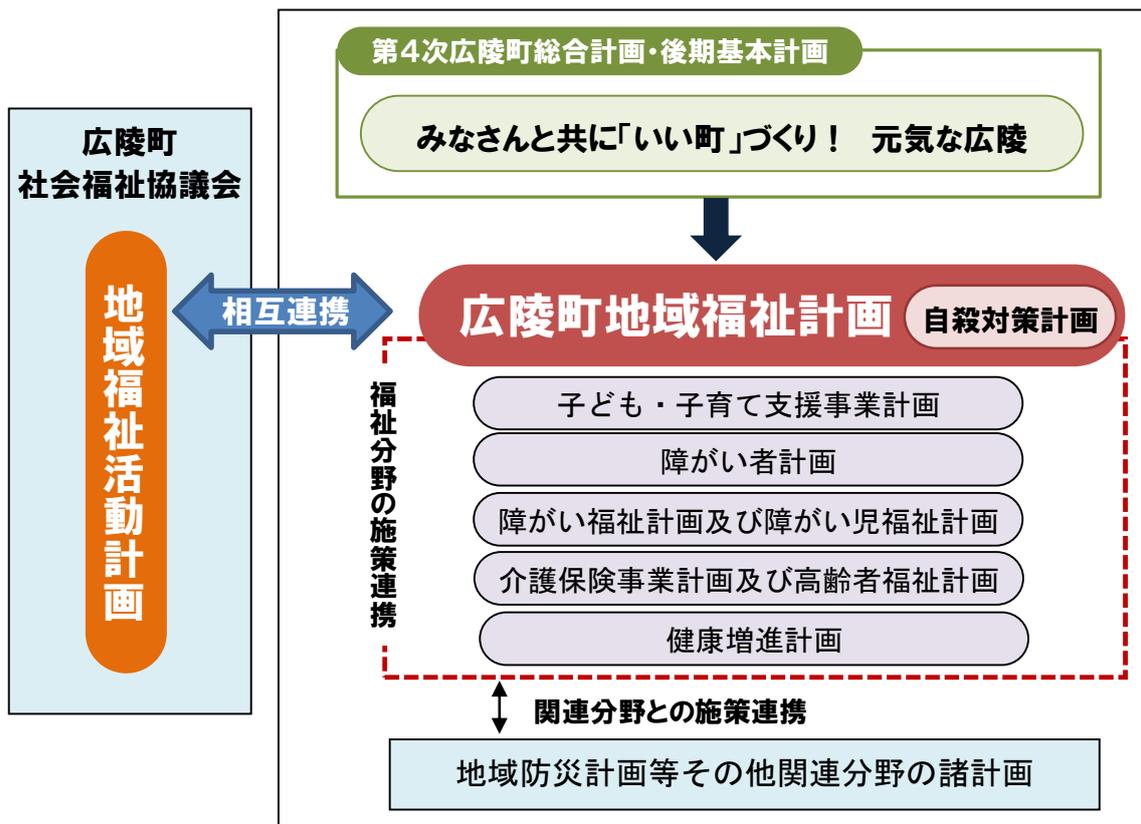
■計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

また、自殺対策基本法が改正、自殺総合対策大綱が新たに閣議決定されるなど、「生きることの包括的支援」として、自殺を防ぐための施策が市町村においても求められるようになってきました。このため、本町では、地域福祉計画に自殺対策計画を包含して策定します。

「地域福祉活動計画」は、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を営む者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担を明示したもので、社会福祉協議会が策定し、地域福祉計画と相互連携のもと実施していきます。

《広陵町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置付け》



■ 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

《地域福祉計画と関連計画の期間》

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
広陵町総合計画	第4次後期				第5次前期			
地域福祉計画			第1期				第2期	
子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期					
障がい者計画	第2期	第3期					第4期	
障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		第7期		
障がい児福祉計画		第1期		第2期		第3期		
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第6期	第7期		第8期		第9期		
健康増進計画	第2次							

3. 第2期計画策定方針とスケジュール

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、令和6年度から令和10年度を対象期間とした第2期計画の策定にあたっては、住民アンケート、関係団体等アンケートなどから地域の現状と課題の洗い出しを行います。また、町関係部署の職員に、これまでの地域福祉計画の進捗状況の把握や実績の評価についてヒアリングを行い、住民と行政との協働の在り方について検討します。それらの結果を基に、有識者や福祉関係団体の代表などからなる「広陵町地域福祉計画策定委員会」において議論を重ね、計画案を作成することとします。

※詳細については、別紙「広陵町地域福祉計画策定業務スケジュール」をご参照ください。

① 住民アンケート調査の実施（令和5年8月25日～9月11日実施）

18歳以上の住民から無作為に抽出した2,000人に対して、アンケート調査を実施し、地域福祉に関する意識や現状について把握します。

② 関係団体等アンケート調査の実施（令和5年10月実施予定）

計画への提言を広くいただくために、関係団体等を対象としたアンケート調査を実施します。内容については、第2期広陵町地域福祉計画及び地域福祉活動計画に反映していきます。

③ 広陵町地域福祉計画策定委員会の開催（令和5年度に4回～5回開催予定）

計画の策定及び推進に関する審議を行う場として「広陵町地域福祉計画策定委員会」を設置します。本委員会は、学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動するボランティア団体等の代表者などの委員で構成されています。

④ パブリックコメントの実施（令和6年1月実施予定）

計画に対する住民の意見や要望を把握するためにパブリックコメントを実施し、計画案の修正等に反映します。

以上